

平成 29 年 4 月

中野区 経営室 経理分野
契約担当

公共工事代金債権信託制度を導入します

中野区では、建設事業者の資金調達の円滑化と下請保護を図るため、平成 29 年 4 月 1 日から、工事代金債権の譲渡を活用した資金調達制度を導入します。

制度の概要

区から公共工事を受注している元請事業者が、区の承諾を得て、完成前の工事代金債権を金融機関に信託することにより、工事完成前に当該工事の出来高に応じ、金融機関から運転資金を調達する制度です。

対象事業者

中野区が発注した工事を受注している、中小・中堅元請建設事業者等。

対象工事

- 請負金額が、1,000 万円以上であること。
- 対象工事の進捗率が、前金払相当割合を超えていること。（中間前金払や部分払がなされている場合にはそれらの割合も超えていること）
- 履行期限まで 20 日間以上あること。

手続きの流れ

1. 工事代金債権の信託契約

受注者は取扱い金融機関に工事代金債権の信託の申込をし、契約を結ぶ。

2. 債権譲渡の申請

受注者（債権譲渡人）と金融機関（債権譲受人）が連名で、区に債権譲渡承諾の申請を行う。

3. 債権譲渡の承諾

債権譲渡承諾の申請に基づき、区は要件を確認したうえで債権譲渡を承諾する。

4. 債権の現金化

金融機関が工事の出来高を確認したうえで受注者に対し、出来高に応じた受益権の売却代金を入金する。

5. 工事代金の支払い

工事の検査完了後、区は工事代金を金融機関に対して支払い、金融機関が精算を行い、残金を受注者に支払う。

その他

取り扱いを希望される方は、下記担当まで、電話にて照会ください。

担当 中野区 経営室経理分野 契約担当

電話 03-3228-8903 FAX 03-3228-5651

電子メール keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp